

休眠預金等活用法に基づく行政庁の認可に伴うお客さまへのお知らせ

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(休眠預金等活用法)第2条第4項第2号に規定する事由(異動事由)について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(休眠預金等活用法施行規則)第4条第4項に基づき、このたび行政庁(農林水産省、金融庁)の認可を受けましたのでお知らせいたします。

これにより、以下の対象預金について、①預金者等の申出による預金通帳もしくは証書の発行、記帳(記帳については2020年9月23日以降に限ります。)もしくは繰越、または②預金者等による残高の確認の求め(当金庫が、預金者等が残高確認を行ったことを把握できる場合に限る。)が、休眠預金等における異動事由として認められることとなりました。

【対象預金】

普通預金各種、当座預金、別段預金各種、通知預金各種、および定期預金各種

【適用開始日】

2021年(令和3年)10月1日

異動にあたるお取引一覧表

預金等の種類	現時点の異動事由							今回追加した異動事由				
	施行規則 第4条第2項第1号					同 第2号	同 第3号	施行規則 第4条第3項第1号			同 2号	
	引出し	預入れ	振込みの 受入れ	振込みによる 払出し	口座振替 その他の 事由	手形又は小切手の 提示その他の第三 者による法第2条第 4項の預金等に係る 債権の支払の請求	預金者等による法 第3条第4項に規定 する情報の提供の 求め	預金者等の申出による			預金者等による 残高の確認の 求め	
預金通帳 の発行			証書の 発行	記帳又は 繰越								
普通預金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当座預金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別段預金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通知預金（一般口）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通知預金（特別口）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期預金（一般口）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期預金（特別口）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大口定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スーパー定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
変動金利定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

最終異動日が更新される場合に○

(参考資料)預金規定の一部改正

休眠預金等活用法に基づく行政庁の認可に伴い、ホームページ上に掲載している各種預金規定を改正いたします。

【改正する内容(抜粋、改正前後)】

次のとおり改正します。

○普通預金規定

普通預金規定

改正後	改正前
<p>16 (第 16 条) (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>(4) 預金者等から、預金通帳の発行、記帳若しくは繰越の申し出があったこと (記帳については令和 2 年 9 月 23 日以降に限り ます。)</u></p> <p><u>(5) 預金者等から、残高確認の求めがあったこと (当金庫が、預 金者等が残高確認を行ったことを把握できる場合に限り ます。)</u></p>	<p>16 (第 16 条) (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

○通知預金規定

通知預金規定

改正後	改正前
<p>13 (第 13 条) (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>(4) 預金者等から、預金通帳又は証書の発行、記帳若しくは繰越 の申し出があったこと (記帳については令和 2 年 9 月 23 日以 降に限り ます。)</u></p> <p><u>(5) 預金者等から、残高確認の求めがあったこと (当金庫が、預 金者等が残高確認を行ったことを把握できる場合に限り ます。)</u></p>	<p>13 (第 13 条) (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

(参考資料)預金規定の一部改正

○定期預金規定集(定期預金共通規定)

定期預金規定集(定期預金共通規定)

改正後	改正前
10(第10条) (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>(4) 預金者等から、預金通帳又は証書の発行、記帳若しくは繰越の申し出があったこと(記帳については令和2年9月23日以降に限ります。)</u> <u>(5) 預金者等から、残高確認の求めがあったこと(当金庫が、預金者等が残高確認を行ったことを把握できる場合に限ります。)</u>	10(第10条) (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

○当座勘定規定

当座勘定規定

改正後	改正前
29(第29条) (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>(4) 預金者等から、残高確認の求めがあったこと(当金庫が、預金者等が残高確認を行ったことを把握できる場合に限ります。)</u>	29(第29条) (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>(追加)</u>